

# 後期高齢者医療制度についてのお知らせ

問 住民保険課 ☎27-0174

**75歳以上のみなさん！**  
**8月1日から新しい保険証に変わります!!**

《7月31日まで・薄い青色》

被保険者番号	00000000
氏名	広域太郎
一部負担金の割合	□割
被保険者番号	令和5年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 令和5年7月31日  
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地  
氏 名 広域 太郎 性別 男  
生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
発 効 期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
交 付 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
一部負担金の割合 ○割  
保 険 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・薄い赤色》

被保険者番号	00000000
氏名	広域太郎
一部負担金の割合	□割
被保険者番号	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 令和6年7月31日  
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地  
氏 名 広域 太郎 性別 男  
生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
発 効 期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
交 付 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
一部負担金の割合 ○割  
保 険 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は町内に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和5年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。なお、古い保険証は、住所や氏名が見えないよう裁断してご自宅でご処分してください。

## ●令和5年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和5年度の保険料は、令和4年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

<b>年間保険料</b> (100円未満切捨て) ※年額66万円を上限とします。	=	<b>所得割額</b> 被保険者の所得 <sup>※1</sup> × 8.90%	+	<b>均等割額</b> 46,023円 <sup>※2</sup>
--	---	--	---	--------------------------------------

※1 総所得金額等 - 43万円（基礎控除額） 注：合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。

※2 世帯の所得等により、軽減される場合があります。

## ●保険料の軽減措置について

①保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	対象者の所得要件(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)+29万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)+53万5千円×被保険者数 以下

※給与所得がある方(給与収入55万円超) または公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方または65歳未満で60万円を超える方)。

## ②被用者保険\*の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り、5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称。  
国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

## ●保険料の納め方について

保険料の納め方は、「特別徴収」と、「普通徴収」があります。

<b>特別徴収</b> 年金からのお支払い	<b>●年金の受給額が年額18万円以上の方</b> (介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方)
<b>普通徴収</b> 口座振替や納付書でのお支払い	①特別徴収の要件に該当しない方 ②75歳になったばかりの方や、他市町村から引っ越したばかりの方等 <u>保険料の納め忘れがなく便利で安心な口座振替をご利用ください。</u>

## ●医療費の窓口負担が2割負担の方の配慮措置について

令和7年9月30日までは、2割負担の施行による負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます。(外来のみで入院は対象外)

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として登録されている口座に払い戻します。